

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 政策経営部
 政策総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

条 例

- 条例第14号 宇治市手数料条例の一部を改正する条例
 (IT推進課) …2
- 条例第15号 宇治市市税条例等の一部を改正する条例
 (市民税課) …2
- 条例第16号 宇治市文化会館条例の一部を改正する条例
 (文化スポーツ課) …2
- 条例第17号 宇治市巨椋ふれあい運動ひろば条例の一部を改正する条例
 (文化スポーツ課) …3
- 条例第18号 宇治市都市公園条例の一部を改正する条例
 (公園緑地課) …3
- 条例第19号 宇治市総合野外活動センター条例の一部を改正する条例
 (生涯学習課) …3

告 示

- 告示第39号 宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱の一部を改正する要綱
 (介護保険課) …3
- 告示第40号 宇治市指定訪問介護相当サービス及び指定通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱の一部を改正する要綱
 (介護保険課) …7
- 告示第41号 宇治市指定生活支援型訪問サービス及び指定短時間型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱の一部を改正する要綱
 (介護保険課) …10
- 告示第87号 市道路線の区域の変更 (建設総務課) …11
- 告示第88号 市道路線の供用の開始 (建設総務課) …12
- 告示第89号 議決予算の公表 (財務課) …12
- 告示第90号 議決予算の公表 (財務課) …13

公 告

- 公告第33号 情報公開制度の実施状況の公表 (総務課) …15
- 公告第34号 個人情報保護制度の運用状況の公表
 (総務課) …15
- 公告第35号 審議会等の会議の公開制度の運用状況の公表
 (総務課) …16

条 例

宇治市手数料条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和3年7月2日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第14号

宇治市手数料条例の一部を改正する条例

宇治市手数料条例（平成12年宇治市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表中「

(14) 個人番号カード（電子証明書に係る部分を除く。）の再交付手数料	800円
-------------------------------------	------

」

を「

(14) 削除	
---------	--

に改め

」

る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市市税条例等の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和3年7月2日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第15号

宇治市市税条例等の一部を改正する条例

（宇治市市税条例の一部改正）

第1条 宇治市市税条例（昭和51年宇治市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「の数」を「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数」に改める。

第28条の3第1項各号列記以外の部分中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第3条の3第1項中「の数」を「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数」に改める。

附則第4条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第8条の3中第18項を第19項とし、第17項を第18項とし、第16項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第46項の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第31条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

（宇治市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 宇治市市税条例等の一部を改正する条例（令和2年宇治市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち、宇治市市税条例第44条第10項の改正規定中

「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改め、同条例第45条第4項の改正規定中「第31項」を「第31項」に、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条例第47条の改正規定中「第47条第4項」を「第47条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

附則第2条の2第2項の改正規定の次に次の改正規定を加える。

附則第3条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中宇治市市税条例附則第4条の改正規定 令和4年1月1日

(2) 第1条中宇治市市税条例第14条第2項の改正規定及び第28条の3第1項の改正規定並びに同条例附則第3条の3第1項の改正規定並びに次条の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中宇治市市税条例附則第8条の3の改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の宇治市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市文化会館条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和3年7月2日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第16号

宇治市文化会館条例の一部を改正する条例

宇治市文化会館条例（昭和59年宇治市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「基づき、文化会館」を「より文化会館」に、「に定める」を「に定める額の」に、「附属設備使用料」を「附属設備使用料（以下「使用料」と総称する。）」に改める。

第15条を第15条とし、第14条の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第15条 前条第1項の規定により指定管理者に文化会館の管理を行わせる場合において、市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者にその使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合において、使用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

3 利用料金の額は、第6条第1項に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ

め利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。

4 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、その全部又は一部を返還することができる。

別表中「関係」を「、第15条関係」に、「使用料」を「金額」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(掲示済)

宇治市巨椋ふれあい運動ひろば条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和3年7月2日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第17号

宇治市巨椋ふれあい運動ひろば条例の一部を改正する条例

宇治市巨椋ふれあい運動ひろば条例(平成11年宇治市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第9条 前条第1項の規定により指定管理者にひろばの管理を行わせる場合において、市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者にその使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、第2条第1項の規定により施設の使用の許可を受けた者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

3 利用料金の額は、第5条第1項から第4項までに定める額を超えない範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。

4 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、その全部又は一部を返還することができる。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(掲示済)

宇治市都市公園条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和3年7月2日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第18号

宇治市都市公園条例の一部を改正する条例

宇治市都市公園条例(昭和40年宇治市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第13条の2 第3条第1項の規定により指定管理者に公園の管理を行わせる場合において、市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者にその使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させるこ

とができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、使用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

3 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。

4 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、その全部又は一部を返還することができる。

別表第1及び別表第2中「関係」を「、第13条の2関係」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(掲示済)

宇治市総合野外活動センター条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和3年7月2日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第19号

宇治市総合野外活動センター条例の一部を改正する条例

宇治市総合野外活動センター条例(平成11年宇治市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第13条 前条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者にその使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、使用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

3 利用料金の額は、別表に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。

4 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、その全部又は一部を返還することができる。

別表中「関係」を「、第13条関係」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(掲示済)



宇治市告示第39号

宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定め

る。

令和3年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱の一部を改正する要綱

宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱(平成29年宇治市告示第47号)の一部を次のように改正する。

別表第1号ア中「1, 172単位」を「1, 176単位」に改め、同号イ中「2, 342単位」を「2, 349単位」に改め、同号ウ中「3, 715単位」を「3, 727単位」に改め、同号アからウまでの注書中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、同号アからウまでの注書第2項中「と同一の建物」を「と同一の建物(以下この項において「同一敷地内建物等」という。)」に、「建物の」を「建物(同一敷地内建物等を除く。)」に居住する」に改め、同項を同号アからウまでの注書第3項とし、同号アからウまでの注書第1項の次に次の1項を加える。

2 指定共生型訪問介護相当サービス(指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第2条第2号に規定する指定共生型訪問介護相当サービスをいう。以下同じ。)の事業を行う指定居宅介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。)第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。)が当該事業を行う事業所(以下この項において「指定共生型訪問介護相当サービスを行う指定居宅介護事業所」という。)において、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号。以下「居宅介護従業者基準」という。)第1条第4号、第9号、第14号又は第19号から第22号までに規定する者が指定共生型訪問介護相当サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定し、指定共生型訪問介護相当サービスを行う指定居宅介護事業所において、居宅介護従業者基準第1条第5号、第10号又は第15号に規定する者が指定共生型訪問介護相当サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定し、指定共生型訪問介護相当サービスの事業を行う重度訪問介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。)に係る指定障害福祉サービス(同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。)の事業を行う者が当該事業を行う事業所において指定共生型訪問介護相当サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定する。

別表第1号オ(ア)の注書中「第35号」を「第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。)」に、「同省令」を「指定介護予防サービス基準」に改め、「(指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第4条第2号に規定する訪問介護相当サービス個別計画をいう。以下同じ。)」を削り、別表第1号オ(イ)の注書中「、指定介護予防通所リハビリテーション等」を「(指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。)、指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。)等」に改める。

別表第1号カの注書各号列記以外の部分を次のように改める。

(注) 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)第130号において準用する第48号に規

定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定訪問介護相当サービス事業所が、利用者に対し、指定訪問介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日(第4号及び第5号については、令和4年3月31日)までの間、次の各号に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次の各号のいずれかの加算を算定している場合においては、次の各号に掲げるその他の加算は算定しない。

別表第1号キの注書各号列記以外の部分中「市長が別に定める」を削り、「第4号の2」を「第131号において読み替えて準用する第4号の2」に、「の例による基準」を「(この場合において、厚生労働大臣が定める基準第131号中「訪問型サービス事業所」とあるのは「指定訪問介護相当サービス事業所」と、「訪問型サービス(法第115条の45第1項第1号のイに規定する第1号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第5条の規定による改正前の法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。)」とあるのは「指定訪問介護相当サービス」とする。)」に、「に掲げるいずれか」を「のいずれか」に改める。

別表第2号ア(ア)中「943単位」を「953単位」に改め、同号ア(イ)中「1, 655単位」を「1, 672単位」に改め、同号ア(ウ)中「1, 934単位」を「1, 954単位」に改め、同号ア(エ)中「3, 393単位」を「3, 428単位」に改め、同号アの注書第1項本文中「第2条第2号」を「第2条第3号」に改め、同表第2号アの注書第1項ただし書を次のように改める。

ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号。以下「通所介護費等算定方法」という。)第23号に規定する基準に該当する場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

別表第2号アの注書中第6項を第7項とし、第2項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、同号アの注書第1項の次に次の1項を加える。

2 指定共生型通所介護相当サービス(指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第2条第4号に規定する指定共生型通所介護相当サービスをいう。以下同じ。)の事業を行う指定生活介護事業者(指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)が当該事業を行う事業所において指定共生型通所介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定し、指定共生型通所介護相当サービスの事業を行う指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)又は指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)が当該事業を行う事業所において指定共生型通所介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定し、指定共生型通所介護相当サービスの事業を行う指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下この項において「指定通所支援基準」という。)第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この項において同じ。))を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第4条に規定す